

南大隅町建設工事条件付一般競争入札実施要綱の一部改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(入札参加条件)</p> <p>第4条 <u>条件付一般競争入札に参加することができる者の条件は、南大隅町建設工事入札参加資格審査要綱別表1に規定する工事の種類ごとに定める標準金額に応じて定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>予定価格が1億円以上の工事、技術的難易度の高い工事及び町長が特に必要と認める工事については、次に掲げる事項を入札参加条件と定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>事業所の所在地</u></p> <p>(2) <u>対象工事の施工に必要な同種工事の経営事項審査結果点数</u></p> <p>(3) <u>対象工事と同種又は類似の工事の施工実績</u></p> <p>(4) <u>対象工事に配置予定の監理技術者等の管理実績、保有資格等</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項</u></p> <p>3 <u>前項に規定する工事は、特定建設工事共同企業体により施工することができる。</u></p>	<p>(入札参加条件)</p> <p>第4条 <u>町長は、対象工事ごとに当該対象工事に係る条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格として、次に掲げる事項を要件とする条件を定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>事業所の所在地</u></p> <p>(2) <u>対象工事の施工に必要な同種工事の経営事項審査結果点数</u></p> <p>(3) <u>対象工事と同種又は類似の工事の施工実績</u></p> <p>(4) <u>対象工事に配置予定の監理技術者等の管理実績、保有資格等</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前項に規定する工事は、特定建設工事共同企業体により施工することができる。</u></p>
<p>(入札の公告)</p> <p>第6条 町長は、条件付一般競争入札を実施する場合は、南大隅町契約規則第2条の規定により入札参加条件を付して<u>南大隅町のホームページにより</u>公告するものとする。</p> <p>(入札参加手続)</p> <p>第7条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、公告において指定した期限までに条件付一般競争入札参加申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。</p>	<p>(入札の公告)</p> <p>第6条 町長は、条件付一般競争入札を実施する場合は、南大隅町契約規則第2条の規定により入札参加条件を付して公告するものとする。</p> <p>(入札参加手続)</p> <p>第7条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、公告において指定した期限までに条件付一般競争入札参加申込書(様式第1号) <u>及び次に掲げる書類を持参により</u>町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>建設業許可書の写し</u></p> <p>(2) <u>経営事項審査結果通知書の写し(県が発行するもの)</u></p>

改正後	改正前														
<p>2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項に規定する工事に係る条件付一般競争入札に参加しようとする者は、公告において指定した期限までに条件付一般競争入札参加申込書（様式第1号）及び次に掲げる書類を持参により町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 建設業許可書の写し (2) 経営事項審査結果通知書の写し（県が発行するもの） (3) 施工実績及び管理実績が確認できる書類 (4) 配置予定の監理技術者等の保有資格等が確認できる書類 (5) 協定書の写し（特定建設工事共同企業体の場合に限る。） (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p> <p>（予定価格及び最低制限価格）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 町長は、南大隅町契約規則（平成17年南大隅町規則第33号）第13条の規定により、1件ごとに最低制限価格を決定しなければならない。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="114 1027 1106 1369"> <thead> <tr> <th>対象工事</th> <th>予定価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一式工事</td> <td rowspan="4">2,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>建築一式工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>管工事</td> </tr> </tbody> </table>	対象工事	予定価格	土木一式工事	2,000万円以上	建築一式工事	舗装工事	管工事	<p>(3) 施工実績及び管理実績が確認できる書類 (4) 配置予定の監理技術者等の保有資格等が確認できる書類 (5) 協定書の写し（特定建設工事共同企業体の場合に限る。） (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p> <p>（予定価格）</p> <p>第12条（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1128 1027 2130 1369"> <thead> <tr> <th>対象工事</th> <th>予定価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一式工事</td> <td rowspan="4">1億円以上</td> </tr> <tr> <td>建築一式工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>管工事</td> </tr> </tbody> </table>	対象工事	予定価格	土木一式工事	1億円以上	建築一式工事	舗装工事	管工事
対象工事	予定価格														
土木一式工事	2,000万円以上														
建築一式工事															
舗装工事															
管工事															
対象工事	予定価格														
土木一式工事	1億円以上														
建築一式工事															
舗装工事															
管工事															